

# 犬の飼い主の皆さんへ

## 犬の登録と注射は 飼い主の義務ですよ!!

犬の飼い主には、犬の登録(犬の生涯に1回)と、年1回の狂犬病予防注射の接種が、狂犬病予防法で義務づけられています。

登録済みの犬の飼い主には、3月下旬以降に「狂犬病予防注射のお知らせはがき」を送付します。はがきの内容を確認して、必ず予防注射を接種してください。

詳しくは、[環境課\(☎2114\)](mailto:環境課@2114)へ。

### 注射の日程や費用など

**集合注射の日程** 4月14日(火)～5月17日(日)の間で、計12日間実施します。詳細は、市ホームページ(ID=1466)で確認してください  
※どこの会場でも接種できます

**費用** ▷登録と注射=1頭6,500円  
▷注射のみ=1頭3,500円

**持ち物** はがき(郵送された人のみ)、費用

**その他** ▷当日は、犬を押さえられる人が連れて来てください ▷ふん

は必ず飼い主が持ち帰ってください  
▷犬の死亡や行方不明、住所や飼い主の変更があったときは、必ず環境課へ届け出てください

### 動物病院でも登録・注射 ができます

動物病院でも犬の登録と注射ができます(3月を除く)。ただし、接種費用のほかに診察料が必要になる場合があります。動物病院で受ける場合も、はがきを忘れずに



持参してください。

別表3の動物病院では、登録と注射および鑑札と注射済票交付手続きが同時にできます。

(別表3) 鑑札と注射済票の交付を受けられる動物病院

名称	所在地	電話番号
おきむら動物診療所	渋川/御蔭	23-0715
うつのみや動物病院	吉岡町	54-3062
田中動物病院		55-5211
高橋獣医科医院	榛東村	54-4097
あおば獣医科医院		54-4360
星野獣医科医院		54-3080
たかはし動物クリニック		54-1764
パン アニマルクリニック		050-1809-2211

## 犬や猫は愛情と責任を持って適切に飼いましょう

### Ⅲ 犬の適切な飼い方

- 周辺環境に適応できるようなしつけや、飼い主の制止に従う訓練をしましょう
- 欲求不満や外からの刺激が強いと、ストレスで吠えるなどの行動を起こします。適度な運動や適切な食事管理をしましょう
- 逃げないように必ずリードを付けて散歩をしましょう  
※首輪が緩んで外れたり、リードが傷んで切れたりするので、定期的に点検をしましょう
- 散歩の時は、袋を必ず持ち、ふんは必ず持ち帰りましょう

### Ⅲ 猫の適切な飼い方

- 屋外で飼うと、交通事故などの危険だけでなく、他人の敷地に排せつする、他人の所有物を傷つけるなど、周辺住民に迷惑がかかるので、家の中で飼いましょう
- みだりな繁殖を防ぐため、去勢・不妊手術をしましょう  
※繁殖制限をしないと、みだりに繁殖し、適正な飼育ができなくなったり、世話ができない子猫などが、殺処分されることがあります。また、外飼いの場合、騒音や悪臭などで周囲の環境に

支障を及ぼす恐れがあります  
※市は、猫の去勢・不妊手術費の補助金を交付しています。詳しくは、市ホームページ(ID=7172)で確認してください

### Ⅲ 虐待や遺棄の禁止

飼い主は、終生責任を持ってペットの面倒をみてください。飼えなくなっても、絶対に捨てないでください。犬や猫などの愛護動物を虐待したり捨てたりすると、犯罪行為として懲役や罰金に処せられます。

ホームページID 6997